

松浦市民憲章

わたくしたちは、松浦市民であることに誇りと責任を持ち、自然のめぐみを活かした「個性」きらめく「^{ふれあい}交流」と「ぬくもり」のあるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 一、 ふるさとの自然と環境を大切にし、住みよい美しいまちをつくります。
- 一、 あたたかい家庭を築き、地域のふれあいを深め、心の通い合うまちをつくります。
- 一、 働くこと、学ぶことによるこびを感じ、活力ある豊かなまちをつくります。
- 一、 健やかな心と体をはぐくみ、笑顔あふれる明るいまちをつくります。
- 一、 歴史と伝統に学び、文化を育て、未来と世界につながるまちをつくります。

< 補足説明 >

1. 市民憲章は、「市民の生活や活動の最高規範」、「個々人の生活を快いものにするための社会生活的な努力目標」、「まちづくりのための行動目標」、「市民の志を述べるもの」などと言えるものです。
2. 市民憲章は、「前文」と、肯定的な目標を箇条書きにした「本文」から成っており、「前文」では、新市建設計画における合併時の「基本理念」が、よりよいまちづくりにとって重要かつ普遍的なものであると考え、この「基本理念」を引用しております。
3. 市民憲章は、「表現が簡潔」であることに特徴がありますが、これは同時に「抽象的な文言が用いられる」ことにより、市民一人ひとりの自由で多様な想像や解釈が可能になり、実践活動における市民の個性が担保されることとなります。この点、文言や解釈が厳格、複雑となる法律とは異なります。
4. 内容について3点だけ解説いたします。まず、文末表現については、「…まちをつくります。」という言葉で統一しました。これは、「…しましょう。」、「…しよう。」などの表現よりも、市民一人ひとりの意思をより主体的に表現したものです。次に、二条目の「地域のふれあいを深め」という文言には、市民一人ひとりが住んでいる地域の中(ご近所等)でのふれあいを深めるという意味のほか、合併した1市2町のふれあいも深めることが大切であるという意味を込めております。また、五条目の「未来と世界につながる」という文言は、本市は小さい市ではありますが、将来に向かって、大きな夢と希望をもち、飛躍、発展志向でありたいという気持ちを込め、市民憲章を締めくくる部分でこのように表現したものであります。